

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 23年 9月27日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)					
静岡県富士市今泉700番地の1		ジャトコ株式会社 取締役社長 奈 孝之 電話 0545- 51- 0047					
主たる業種	自動車部品製造業	細分類番号	3 1 1 3				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に平成25年度の温室効果ガス排出量を3パーセント以上削減する。						
計画を推進するための体制	当社工場単位のISO14001システムの推進組織(リガーは工場長)と全社事務局員で構成し環境委員会において平成22年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施していく						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,619.7 トン	10,513.5 トン	10,408.3 トン	9,992.1 トン	-3.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,619.7 トン	10,513.5 トン	10,408.3 トン	9,992.1 トン	-3.0 パーセント	
目標の根拠		・平成20年度と21年度はリーマンショックによる生産数及び生産効率悪化のため従来実績と乖離している ・平成22年度を基準年度としました。 ・生産体制の効率化及び全工場社員の省エネ意識醸成により2%以上の削減を目指す					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量(生産数/1000)	37.10	36.90	36.60	35.50	-2.07 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		生産体制の効率化及び全工場社員の省エネ意識醸成により1%以上の削減を目指す					
重点的に実施する取組の実行計画		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考	
		38.0 ㊦	46.0 ㊦	100.0 ㊦	123.0 ㊦	特記事項に記載	
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	生産体制の見直し(2直ラインの1直化)					
	(24)年度	工場空調の適正運転管理					
	(25)年度	社員の省エネ意識の醸成					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	近距離通勤者に対し自転車又は徒歩通勤への呼びかけ					
	上記の措置を採用する理由	健康増進・メタボ予防のため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	社員全体の省エネ意識の更なる向上 社内産業廃棄物の排出量削減						
特記事項	1. 取締役社長 奈孝之の委任を受け八木・京都工場長が提出いたします。 2. 工場コンプレッサー及び空調設備の運転管理は三菱自動車様につき重点対策実施項目は非対象としました。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。